

事務連絡

令和8年6月4日

各	都道府県 市町村 特別区	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
		労働基準部	御中
各	都道府県労働局	職業安定部	御中

厚生労働省	健康・生活衛生局	健康課
	医政局	総務課
	医薬局	総務課
	労働基準局安全衛生部	労働衛生課
	職業安定局高齢者雇用対策課	
	社会・援護局	総務課
	社会・援護局障害保健福祉部	企画課
	老健局	総務課
環境省	大臣官房環境保健部	企画課
	熱中症対策室	
	地球環境局	総務課
	気候変動科学・適応室	
こども家庭庁	成育局	総務課
	支援局	総務課

### 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

熱中症対策の推進については、日頃より御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、気候変動の影響等により、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、様々な場面で活用できる各種のリーフレットを作成しています。本年度においても、貴自治体及び貴労働局においては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分の補給、エアコンの利用等の熱中症の予防法について、呼びかけていただくようお願いします。呼びかけは、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人ク

ラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、認定こども園、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く行っていただくようお願いします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児、乳幼児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る、車内に置き去りにしない等、重点的な呼びかけをお願いします。

- ▶ こども家庭庁ホームページ みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho>

- ▶ こども家庭庁 CDR 動画「ありえない？いいえあります！こどもの車内置き去りによる熱中症」

<https://youtu.be/wKLrFXLwggM?si=NvPKcRiXLoqL2-qu>

また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いします。厚生労働省ホームページに、日本救急医学会の「熱中症診療ガイドライン 2024」を掲載していますので、併せて御活用いただくようお願いします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いします。

- ▶ 厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

「熱中症診療ガイドライン 2024」

[heatstroke2024.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/heatstroke2024.pdf)

職場での熱中症対策については、事業者に対し、

- ①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
- ②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- ③これらの体制や手順の関係作業員への周知

を義務付ける労働安全衛生規則の改正が、令和7年6月1日に施行されました。

また、職場において熱中症予防を図るため、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、令和8年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

令和8年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

熱中症予防ポータルサイトでは、上記規則改正、ガイドラインやキャンペーンの情報その他、熱中症予防のためのオンライン教育用ツールや「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を掲載していますので、是非御覧ください。

- 職場における熱中症予防ポータルサイト  
「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

さらに、昨年度に引き続き、本年4月22日から「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が全国で運用開始されました。

「熱中症警戒アラート」や「熱中症特別警戒アラート」が発表された地域におかれては、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等の御協力をお願いします。

- 環境省「熱中症予防情報サイト」  
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- 「熱中症環境保健マニュアル ～総論～（2025年7月版）」  
[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual\\_ov.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual_ov.php)
- 「熱中症環境保健マニュアル2022」Ⅲ2.「高齢者と子供の注意事項」  
※なお、「熱中症環境保健マニュアル2022」は、現在、改訂の議論を行っており、今後変更を予定  
[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness\\_manual\\_full.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf)

(参考1) リーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html)

- 熱中症の症状、予防法、対処法等についてのリーフレット：  
(日本語、英語、中国語(繁体字)、中国語(簡体字)、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語、ミャンマー語)
- 障害がある方へ…熱中症対策リーフレット：  
障害がある方、夏場の外出に慣れていない方、介助者や周囲の方、視覚障害がある方、手足・体幹の障害がある方、知的・発達障害がある方
- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>
- みんなで防ごう！熱中症：(職場における熱中症予防関係)

[https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/01DESIGN\\_JAPANESE\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/01DESIGN_JAPANESE_2.pdf)

(日本語)

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/link/>

(英語、インドネシア語、クメール語(カンボジア語)、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語(簡体字))

- 「高齢者のための熱中症対策リーフレット」

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530\\_leaflet\\_for\\_elderly.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf)

(参考2) 熱中症対策については、気候変動適応センター及び各自治体の地域気候変動適応センターにおいても情報発信等を行っています。

- 熱中症関連情報(気候変動適応情報プラットフォーム:A-PLAT)

[https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate\\_change\\_adapt/heatstroke/index.html](https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/heatstroke/index.html)

- 地域気候変動適応センター一覧(A-PLAT)

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/lccac/list.html>

(担当者)

厚生労働省

健康・生活衛生局健康課地域保健室

大野、河野、高鳥、田島、西山

TEL : 03-5253-1111 (内: 8938)

e-mail : [communityhealth@mhlw.go.jp](mailto:communityhealth@mhlw.go.jp)